

イブン・ルーズビハーンとカザク遠征

—— *Mihmān-nāma-yi Bukhārā* から *Sulūk al-Mulūk* へ ——

磯 貝 健 一

はじめに

筆者はさきに発表した論稿に於いて、イブン・ルーズビハーン Ibn Rūzbihān の回想録、*Mihmān-nāma-yi Bukhārā* 所収の法学論争の内容を分析し、16世紀初頭のシャイバーン朝では君主とウラマー層がイスラム法を共通の権威として承認しつつ微妙な共生関係を維持していたとの見通しを述べた[磯貝 1993]。件の論争では、イスラム法理論を用いてヤサの規定を強引に合法化しようとしたシャイバーニー・ハーン Shaibānī Khān はその論理をウラマー達に完全に論駁され、結果として自分の意図したところを放棄せざるを得なくなっている[Mihmān T : 22-8]。ただし、当然のことながら君主であるシャイバーニーがイスラム法を後ろ盾とするウラマー層の発言力に完全に屈伏していたわけではない。同書に収められる数々のエピソードからは、むしろ上に述べたような事例が極めて例外的なものであったことが容易に読み取れるのである。本稿では、*Mihmān* の主題である1509年のシャイバーニーのカザク遠征を事例として取り上げ、彼とイブン・ルーズビハーンとの関係を軸に、君主による政策遂行の過程へのウラマー層の関わり方を具体的に描いてゆく。かような作業を通じて、シャイバーン朝初期における君主とウラマー層の間の、日常的な関係の在り方の一端が明らかになるであろう¹⁾。

I ブハラにて(1509年1月25日～1月29日)

1 1509年のカザク遠征

まずは、以下に行なわれる作業の前提として、本稿で取り上げるカザク遠征が如何なる状況のもとで実行されたのかを概観しておこう²⁾。1507年5月の末にヘラートを征服してチムール朝政権を最終的に崩壊させたシャイバーニーは、自身はこの地に留まりつつ、息子ムハンマド・チムール Muḥammad Tīmūr, 甥ウバイドゥッラー ‘Ubaidallāh の両名に命じて、マシュハドに集結していたチムール朝の残党を征討させた[Ḥabīb : 384-6 ; 間野 1984 : 160]。一方、当時カーブルに拠っていたチムール朝の王子バーブルは、この時カンダハール方面に進出したが、シャイバーニーはヘラートより親征して当該地域からその勢力を一掃している

[Mihmān T : 184-5 ; 間野 1984 : 161-73]³⁾。カンダハールよりヘラートに戻ったシャイバーニーはついでマルヴを経てカラート城の攻略に向かうが、その途上、ジャニシュ Janish の息子アフマド Aḥmad 率いるカザクの一団がサマルカンド、ブハラ方面に侵入しようとしていることを聞き、急遽マーワラーアンナフルに帰還した[Mihmān T : 185]⁴⁾。同年冬のことである[Ḥabīb : 389 ; Rashīdī : 141 b]。

シャイバーン朝領内に侵入したカザクの一団は、サマルカンドとブハラの周辺諸地域を略奪する一方、多数のムスリム住民を奴隷として連行し、クズル・クムを経て自領へと去っていった。シャイバーニーがブハラに到着したのは、既にカザクがこの地を引き払った後のことである。彼はこの一件で被害を被った人々に対し、翌年のカザクへの復讐を約束している[Mihmān T : 186-7]⁵⁾。実はこのとき、シャイバーニーは直ちにカザクへの遠征を行なっているのだが[Mihmān T : 167-9 ; Rashīdī : 141 b]、この年のヘラート征服から1509年のカザク遠征に至るまでの一連の事件を記す箇所では、イブン・ルーズビハーンはこのカザク遠征について一言も触れていない⁶⁾。ともあれ、本稿で扱うカザク遠征は、1507年冬のカザク側のシャイバーン朝領内侵入に対する復讐と位置付けられているのである[Mihmān T : 42]。

明けて1508年の春、シャイバーニーはホラーサーンおよびその西方諸地域に残存するチムール朝勢力を駆逐すべく再び遠征の途についた。先遣隊を率いたウバイドゥッラーはマシュハド、ついでサブザヴァールにてチムール朝の王子達をやぶり、ホラーサーンはほぼ全域にわたってシャイバーン朝の勢力下に置かれることとなる⁷⁾。他方、シャイバーニー率いる本隊はマルヴを経てジュルジャーン方面を転戦し、この地に拠っていたチムール朝勢力を一掃することに成功した。これら一連の戦闘の結果、ホラーサーンのほか、ジュルジャーン、タバリスターン、クーミスといった地域が新たにシャイバーン朝の西方領域に加えられた[Mihmān T : 187-90 ; Ḥabīb : 391-2]。

ジュルジャーン方面での活動を終えたシャイバーニーはこの年の夏をヘラートで過ごし、秋にはシャー・ムハンマド・ディーワーナ Shāh Muḥammad Dīwāna の拠るカラート城を包囲する。これに対し、シャー・ムハンマド側はシャイバーニーの退却を条件に降伏することを約束したため、彼はマルヴに退き、その地で二カ月にわたり冬営した。この年の12月6日、シャイバーニーはマルヴを出発し、12月16日にはブハラに到着しているが[Mihmān T : 1,190,274]、これはカザクへの復讐というさきの約束を実行に移すための行動であった。一方、シャー・ムハンマド側が取り決めを無視して降伏して来なかったため、シャイバーニーはマルヴのハーキムであるカンバル・ベグ Qanbar Beg にカラート城の包囲を命じている[Mihmān T : 271,274]。1509年のカザク遠征は、ホラーサーンでのカラート城包囲と同時進行の形で行なわれているのである。

当時のシャイバーン朝にとって、北方草原地帯からマーワラーアンナフルを窺うカザク族と、西方領域に残存する旧チムール朝勢力は領土保全の上での脅威であり、特に前者はシャイバーン朝が西方に領域を拡張する上での妨げとなっていた。例えば、シャイバーニーは1503

年秋にバルフを包囲しているが、このときは結局バルフを攻略することができず、翌1504年の早春にサマルカンドに引き返している[Habīb : 296-9; Rashīdī : 103 a-b]。この遠征はシャイバーン朝によるホラーサーン進出の端緒となるものであったが、イブン・ルーズビハーンによれば、シャイバーニーがバルフの包囲を解いたのは、カザクの一団が領内に侵入しようとしていることを知ったためであった[Mihmān T : 167]。また、上述したようにシャイバーニーは1507年冬から翌1508年の早春にかけてカザク遠征を行なっているが、その目的は彼がホラーサーンやイラクといった西方地域に遠征してマーワラーアンナフルを留守にしても、カザクが後々の復讐を恐れてこの地に侵入せぬよう、これを徹底的に叩いて恐怖心を植え付けることにあったという[Mihmān T : 167]。領土拡張の方向を西方に定め、ついにはサファヴィー朝との戦闘で敗死することになるシャイバーニーにとって、カザクを北方の草原に封じ込めておくことが重要な意味を持っていたことは疑いない。

要するに、北辺の脅威を抑えつつ西方に進出するというのがシャイバーニーの基本的な政策なのであった。1509年のカザク遠征は、西方ホラーサーンでのカラート城包囲と並行して行なわれており、この方針を典型的に示すものといえる。ならば今回のカザク遠征は、さきの侵入に対する復讐として計画されたというよりも、そもそも戦略上の既定方針であったと考えるべきであろう⁹⁾。

2 カザク遠征の決定とイブン・ルーズビハーン

1509年1月25日⁹⁾、シャイバーニーはブハラに集っていた一族のスルタン達に対し、カザクがさきの侵入の際大規模な略奪を行ない、連行したムスリムを奴隷として売買しているとしてこれに報復すべきことを訴えた。協議の結果、カザク遠征の実行につきスルタン達の同意を得たシャイバーニーは、翌1月26日、カザクが偶像を崇拜していることを予め付言しておいた上で、イブン・ルーズビハーンを含むマーワラーアンナフルとホラーサーンのウラマー達に、この遠征の参加者がガーギーであるか否かについてファトワーを書くよう命令している[Mihmān T : 42-3]。ウラマー達が提出したファトワーは次のようなものであった。

既に確定しているようにカザクが不信者である以上、彼等と戦う者は不信者との戦いに対する報酬を持つであろう。 [Mihmān T : 43]

上記のファトワーは、カザクが不信者であることが確定しているという前提にたって、この遠征を聖戦、即ち義務行為と判断するものであるから、彼等を不信者とするもう一つのファトワーが存在してはじめて成立し得るものである。イブン・ルーズビハーンによればカザクを不信者と判定するファトワーを提出し、それをもって今回の遠征を義務行為とみなしたのはホラーサーンのウラマー達であり[Mihmān T : 44, 169]、マーワラーアンナフルのウラマー達はこれを追認したに過ぎなかったらしい[Mihmān T : 180]。つまり上に引用したファトワーは、ホラーサーンのウラマー達が提出したものなのである。

ところで、以上の経緯からわかるように、当時シャイバーニーのもとに集ったウラマー達は

マーワラーアンナフルとホラーサーンという二地域のいずれかに帰属させられている。これら二つのウラマー集団は、単純に成員の帰属する地域に基づいて構成されていたわけではないようである。カザクを不信者と判断するファトワーを提出したのはホラーサーンのウラマー集団であったが、後述するようにイブン・ルーズビハーンはその根拠を紹介すると共に、かような結論へと導く論証過程についての説明も行なっている。ホラーサーンのウラマー達が出したファトワーを扱っている以上、そこに示される論証の過程とは彼等が採用したものだったはずである。その際、イブン・ルーズビハーンはシャーフィイー派の学説を引用して彼等の論証の在り方を説明しているので[Mihmān T : 171-2, 179], 「ホラーサーンのウラマー達」はシャーフィイー派に属していたと考えられる。また、詳しくは章を改めて論じるが、彼は「マーワラーアンナフルの法学者達」がハナフィー派の学説に基づいてファトワーを提出した事例を伝えており[Mihmān T : 180], 彼等はハナフィー派に属していたことが知れる。要するに、シャイバーニーにファトワーを提供したウラマー層は、ハナフィー派に属する「マーワラーアンナフルのウラマー達」と、シャーフィイー派に属する「ホラーサーンのウラマー達」より成り立っていたのである¹⁰⁾。

さて、今回の遠征が「聖戦」となるためには、攻撃対象であるカザクが不信者であることが何より重要であった。つぎに、彼等を不信者と判定したシャーフィイー派ウラマーのファトワーの根拠を、イブン・ルーズビハーンの言葉に従って見ていこう。彼によれば「カザク」は「ウズベク」の下位概念であり[Mihmān T : 41], イル・ハーン朝のガザンの治世の頃ウズベク諸ウルスがイスラム化したので¹¹⁾, 当然カザク・ウルスもこの時イスラム化した。ところが、「信頼の置ける筋(thiqāt)」から得られた報告によると、その後彼等の間には不信行為(kufr)が広まっているのである[Mihmān T : 170-1]¹²⁾。

第一に、彼等は偶像に跪拝しており、これは明白な不信行為とみなされる。この場合、彼等が無知のゆえにかような行為に手を染めたという可能性は考慮されない。なぜなら、偶像への跪拝が不信行為にあたることはムスリムならば誰でも知っていることだからである。たしかに、イスラムについての知識が伝わっていないような離島、山間部といった僻地に育ち、後にイスラム圏に到って新たに信者となった者には、例外的にかような種類の行為についての無知も考慮される。だが、カザクにはこの規定は適用されない。なぜなら、彼等はムスリムとなって既に二百年以上を経ており、ウラマーや商人を通じて他地域のムスリムとの交流もある。そればかりか、現在カザクのハーンやスルタン達はムスリムであり、コーランを読み、礼拝を行い、子供達をマクタブにやり、断食を実行し、正式な婚姻を行なっている。偶像への跪拝が不信行為にあたることを知らなかったと弁解することは、彼等の場合不可能である[Mihmān T : 171-3]。

第二に、彼等はサマルカンドやブハラといったイスラム圏に属する地域より連行したムスリムの捕虜を奴隷とし、しかもこれを不信者の奴隷と殆ど区別することなく扱っている。これはイジュマーが為された禁止事項を許容するものであり、そうした行為は全ウラマーのイ

ジュマーにより明白な不信行為とみなされている。この場合も彼等の無知の可能性は考慮されない。なぜなら、ムスリムが奴隷状態から保護されていることはあらゆるムスリムの常識だからである [Mihmān T : 173-4]。

第三に、彼等は太陽に跪拝している。カザクのもとでは春になると馬乳酒を造る習慣があるが [Mihmān T : 174]、彼等は最初にこれを飲む際、口を付ける前に太陽の方を向いて一口分を東に撒き、それから全員が太陽に跪拝する。これは太陽が牧草を育て、これを馬が食し、その結果として馬乳酒ができたことに対する太陽の恵みへの感謝を示すものである。しかしながら、太陽は偶像に準じるものであるからこれも不信行為とみなされる [Mihmān T : 178-9]¹³⁾。

以上三点がカザクを不信者と判断する根拠である。さて、既に述べたように彼等は一旦はムスリムとなっているので生粋の不信者 (kāfir-i aṣli) ではない。ムスリムとなったことが確定した後に不信行為がみられた場合には背教 (irtidād) が宣告されるのである。よってカザクは背教者であるが、背教者との戦いも義務行為 (wājib) である [Mihmān T : 172-3]。

カザクを不信者と判定するシャーフィイー派ウラマーの根拠はかようなものであった。ところで第三点の太陽への跪拝は、第一点の偶像への跪拝に準じるものであるから、彼等が提出したファトワーの根拠は、カザクによる偶像への跪拝とムスリム捕虜の奴隷化という二点に集約されることがわかる。前者はシャイバーニーがファトワー提出を命令した際に予め付言しておいた点であり、後者も彼が当初から報復の対象とみなしていた行為であった。つまり、シャーフィイー派ウラマーはシャイバーニーの意向に忠実に沿う形で、今回のカザク遠征を聖戦と判断するファトワーを提出したことになる¹⁴⁾。前節で述べた如く、シャイバーニーにとって遠征の実行は戦略上の既定方針であったと考えられるが、このファトワーにより彼の政策はイスラム法上の合法性という強力な後ろ盾をも獲得したのである。

一方、イブン・ルーズビハーン自身は、当初この遠征に対し明らかに否定的な立場を取っていた。彼はシャイバーニーの甥であるウバイドゥッラーとのやり取りの中で、今回のカザク遠征に対するあからさまな不満を表明している¹⁵⁾。イブン・ルーズビハーンから見れば、預言者とその一族およびカリフ達を冒瀆するサファヴィー朝勢力こそが真っ先に攻撃の対象とされるべき存在なのである¹⁶⁾。これに対し、カザクには確かに不信行為が見られはするが、それはイスラム圏にさほどの影響を与えておらず、何より彼等はシャイバーン朝王族と親族関係にある。それにもかかわらず、サファヴィー朝を放置してカザク遠征を行なうというのは理解し難いというのである [Mihmān T : 56-7]。

イブン・ルーズビハーンのかような主張に対応するために、ウバイドゥッラーはこの遠征をサファヴィー朝を討つための「前提 (mauqūf ‘alai-hi)」と解釈した [Mihmān T : 57]。この言葉の意味を、彼は次のように説明する。

なぜなら、赤帽子¹⁷⁾の集団に向かい、その領域に赴く際にはカザクがトルキスタンやマールワラーアンナフルに侵入する恐れがあるからです。強敵を背後に残したままにして眼前の敵に向かうというのは賢明なことではありません。 [Mihmān T : 57-8]

ウバイドゥッラーは更に言葉を続け、いまやシャイバーン朝とカザクが完全な敵対関係にあること、遠征の実行がシャイバーニーの意志に基づく以上、自分にこれを止める力などないこと、そして、どうしても遠征を中止させなければ、コーランや真正なスンナを論拠として直接シャイバーニーに上奏すべきであることを説いている[Mihmān T:58]。これに対するイブン・ルーズビハーンの返答は以下の如きものであった。

いえいえ、滅相もない。ハーン様の祝福されたる御気性があの者どもにお怒りになられており、物事の実行にあたっては鋭い刀の如き、王者に相応しいその御意志がカザクの集団に対して復讐を決断しているというのに、どうして上奏の場でこんなことを持ち出せましようか。このような状態では反対する余地など誰にもありませんし、この件について不戦論など述べようものなら自分の身に災難がふりかかることでしょう。

[Mihmān T:58/M:32 a]

上に述べた経緯からは、ウラマーが君主の政策について発言する場合、彼等の発言権はあくまでその政策の、イスラム法上の合法性の問題に限定されていたということが見てとれる。ウバイドゥッラーは遠征の中止を求めるイブン・ルーズビハーンに対し、コーランや真正なスンナを論拠として直接シャイバーニーにこの旨を上奏するよう提案しているが、言うまでもなく両者はイスラム法に於いて最も尊重されるべき法源を形成するものである。つまりウラマーは、明らかにイスラム法に反する要素が君主の政策に見いだされる場合に限り、根拠となる法源を提示することを条件としてこれに異議を唱えることができたわけである。しかしながら、イスラム法上問題のあることが明白であったとしても、君主の政策に異議を挟むことはウラマーに相当の覚悟を強いるものであり、ここに彼等が置かれた立場の一面を見ることができるのである。

既に述べたように、サファヴィー朝への遠征を最優先の課題とするイブン・ルーズビハーンの主張に対し、ウバイドゥッラーは今回のカザク遠征をサファヴィー朝征討の「前提」と位置付けることで応じている。西方での軍事行動を円滑に実施するために背後のカザクを叩くという発想は、さきに述べたシャイバーニーの戦略を忠実に反映したものに他ならない。しかしながら、シーア派サファヴィー朝への聖戦を何より重視したイブン・ルーズビハーンにとって、この論理は現実を理想につなぎ止めるものでもあった。以後彼は遠征を積極的に支持する立場を取るようになるが、彼のカザク遠征肯定論の支柱となったものは、ほかならぬこのウバイドゥッラーの論理だったのである。カザク遠征という、認め難いものではあっても動かし得ない現実の中に、彼はサファヴィー朝への聖戦敢行という理想が実現される可能性を見いだしたのであった。遠征軍がブハラを出発した1509年1月29日の出来事を記す中で、彼はこの遠征への同行を決意するに至るまでの胸中を告白している。

[赤帽子の集団に比べれば]カザクなど何であろう。彼等の間には信仰告白の言葉が正に存在しているというのに。私は以下のようなファトワーを提出したが、この件についてはルームおよびメッカとメディナのウラマー達と私との間で意見の一致をみている。即

ち、「赤帽子の集団はフランク人の不信者達よりなお悪く、彼等との戦いはフランク人の不信者達との戦いに優越する。」なぜなら、フランクとの戦いたる後者は今のところ集団的義務であるが、前者は個人的義務だからであり、さらに、後者が生粋の不信者達との戦いであるのに対し、前者はイスラムが建設されて久しい後の、イスラムの領域内の新参の不信者達との戦いだからである。私は、カザクへの勝利は或る意味で赤帽子との戦いの前提(mauqūf ‘alai-hi)であり、義務行為の前提(muqaddima)はまた義務行為であることを知ると、カザクとの戦いを己れの義務とみなし、時のイマームであり慈悲深きカリフである御方の旗のもと、出発したのであった。 [Mihmān T : 44-5]

II カザク遠征にて(1509年 1月29日～4月19日)

1 Hārith のハディース

1月29日にブハラを出発したシャイバーニー率いる遠征軍の本隊は、2月5日にはグジュダヴァーンへと至り、ここからクズル・クムに入って2月10日、アルクークに到着した [Mihmān T : 43-85]¹⁹⁾。ところが、アルクーク滞在の二日目にあたる2月11日、雪の降る夜明けに沐浴したイブン・ルーズビハーンは、これが災いして病を得ることになる [Mihmān T : 133]。病状は日を追って悪化し、以後この旅は彼にとって苦難に満ちたものとなった。その日の朝、シャイバーニーはトルキスタン地域の貴顕達も出席する会合の場に病身のイブン・ルーズビハーンを呼び出し、「Hārith のハディース」と呼ばれる一点のハディースを読み上げ、これを解釈するよう命令した [Mihmān T : 93-4]¹⁹⁾。

「Hārith のハディース」とは、スンナ・ハディース六書の内の一つ、アブー・ダーウード Abū Dā’ūd の *Sunan* が「マフディー」の章に収める、次のようなハディースを指している。(以下、このハディースをイブン・ルーズビハーンが引用するテキストに基づいて訳出するが、その際、便宜的に各部分に番号を付す。尚、伝承過程で生じたヴァリエントを含む箇所は{|}で括って示す。)

神の預言者は言った。①或る男が川の向こう側より現われる。②彼は al-Hārith と呼ばれる。③彼は非常に hārith である²⁰⁾。④彼の前には al-Manṣūr という男がいる。⑤彼はクライシュ族が神の預言者に力を与えた如くに、ムハンマドの一族に{|}力を与える/住居を与える{|}²¹⁾。⑥{|}彼の援助は/彼に应えることは{|}あらゆる信者にとっての義務である。

[Mihmān T : 95]

いつの日にか Hārith と呼ばれる男が預言者の一族に力を与えるので、彼が現われた際には全てのムスリムは彼に従わねばならない、という筋立てを持つこのハディースは、イブン・ルーズビハーンによれば、預言者ムハンマドが遺した予言の一種である、「malāḥim の告知 (ikhbār-i malāḥim)」の範疇に属している [Mihmān T : 95-6]²²⁾。さて、テキスト中①から⑤に相当する箇所に与えられた彼の解釈とは要するに、Hārith はシャイバーニーを指しており、彼が預言

者の一族に力を与えるというのは、シャイバーニーが神に負わされた使命としてサファヴィー朝を討つことを示す、というものである[Mihmān T : 96-106]。ついでテキスト中⑥に相当する箇所へと説明は進んでゆくが、ここにいたって「Hārith のハディース」はカザク遠征という現実との接点を与えられる。

このハディースは本来、預言者が神により知らされた形而上の知識 (ghaib) を「告知 (ikhbār)」する形式を取っている[Mihmān T : 95, 106]。ところが、イブン・ルーズビハーンは「彼の援助は/彼に応えることは| あらゆる信者にとっての義務である」という言葉を、「告知 (ikhbār) の形を取ってはいても意味的には命令 (amr)」なのだと解釈する。神は Hārith たるシャイバーニーに、サファヴィー朝の征討という任務を課した。それゆえ預言者はこの言葉を以て、全ての信者が彼と共に聖戦へと赴くよう、彼に対する服従と援助とを命令したのである。よって、シャイバーニーと共にサファヴィー朝への聖戦に向かうことは全てのムスリムにとっての義務行為 (wājib) となる[Mihmān T : 106]。イスラム法理論では、明文に命令形が含まれていたり、これが命令の意味を持つ伝達文の形式である場合、文脈の中に命令形を字義通りの意味から別の意味に変えるものが無い限りそれは義務付けを示すのであり[中村 1984 : 258-9]、義務付けを為された行為は義務行為 (wājib) となる[中村 1984 : 138]。イブン・ルーズビハーンは「Hārith のハディース」に含まれるこの箇所を「告知」ではなく「命令」と解釈することによって、シャイバーニーと共にサファヴィー朝への聖戦に参加することをイスラム法上の義務行為と判定したのである。一方、この箇所を本来の「告知」として解釈した場合、これは Hārith たるシャイバーニーを援助する者にこそ信仰心があり、彼を援助せずに見捨てる者にはそれが無いことを知らせるものである。シャイバーニーがサファヴィー朝との聖戦に向かおうという時に同行せずに居残るような者は、イスラムより何らの利益も得られはしないのだ[Mihmān T : 106]。テキスト中⑥に相当する箇所はいずれの解釈に従っても、シャイバーニーと共にサファヴィー朝への聖戦に参加することをムスリムに要請するものということになる。

以上のような議論を踏まえて、イブン・ルーズビハーンは聴衆にこう呼び掛けている。

見捨てられたる集団であるカザクの撃退へと向かうことはイラク征服の前提 (muqaddimāt) となるものであるから、彼等[カザク]との聖戦を目指すハーン様を援け、彼に応えることは今やイスラムの領域にある全ての人々、および聖戦の戦士であり、剛勇の持ち主たるトルキスタン地域のムスリム達にとっての義務である。

[Mihmān T : 106-7]

カザク遠征への参加がトルキスタン地域の住民にとって義務であることを宣言して終わる、彼の「Hārith のハディース」解釈は、聴衆により支持されている[Mihmān T : 107]。これを受けて、シャイバーニーはつぎのような命令を発した。

トルキスタン諸城の者達は、イスラムの軍隊を援助し、本遠征に同行し、聖戦参加者に対する[来世での]報酬という祝福、および[現世での]利益や戦利品を獲得せよ、そして、為

し得る限り[我々に]従い、[遠征の]途につくように。 [Mihmān T : 107]

結局、このハディース解釈はトルキスタン地域の住民を今回の遠征に徴発する上で大きな役割を果たしたわけだが、遠征を正当化するイブン・ルーズビハーンの論理は、あくまでもこれをサファヴィー朝への聖戦の「前提」とするものであった。さきにも述べたように、ウバイドゥッラーにより提示されたこの論理こそが、彼の遠征肯定論の支柱となり続けたのである。

2 カザク遠征その後

シャイバーニーにとって、1509年のカザク遠征は上首尾に終わっている。さきにシャイバーン朝領内に侵入してサマルカンド、ブハラの周辺諸地域を荒らしまわったアフマドは遠征軍に捕殺され、ハーンであるブルンドゥク Burunduq をはじめとするカザク側の主だった勢力は、シャイバーニー進軍の報に接してキプチャク草原へと逃走した。所期の目的を達し、大量の戦利品を獲得したシャイバーニーはカザク領より帰還し、3月31日にはスグナクに到着している [Mihmān T : 199-245]。

一方、イブン・ルーズビハーンは病状が悪化したため、遠征軍に同行してカザク領内に入ることを断念せざるを得なかった。病を押して苛酷なシル川越えを成し遂げたものの、もはや体力の限界に達していた彼は、渡河の翌日にあたる2月19日、シャイバーニーの命令により遠征軍から離脱してスグナクへと至っている [Mihmān T : 108-20, 133-40]。発病の日から数えて十三日目の2月23日、数人のダルヴィーシュ達²³⁾に見守られながら、彼は意識不明の状態に陥った [Mihmān T : 249-51]。

私は長いこと意識を失ったままであった。こんな状態にあっても、皆が集まっているその場の様子について何もわからないわけではなかった。私は生きているでもなく、死んでいるでもなく、感情が昂ぶるわけでもなく、かといって鬱々とした気分になるでもなかった。私はこの上なく優しい空気の中に居るような心地で、[自分の]身体をまるで住居か巢の如くに自分の足の下に見ていた。呼吸は細い細い糸のようになっていたが、目の光は失われてはいなかった。(中略)聴覚は既になかった。けれども、残った意識と視覚により皆が何を言っているのかはわかっていた。その場に居合わせたダルヴィーシュ達の一人が別の一人にこう言った。「『ヤー・スィーン』の章を読みたまえ。」彼は「ヤー・スィーン」の章を読み始めた。「ビスミッラーヒ」と彼が言ったところで、私は意識が戻った。額に手をやると汗がついた。[神は]無限の慈悲の海より、汗の湿り気を恵んで下さったのである。そして、衰弱した身体は快方に向かったのだった。

[Mihmān T : 252-3]

峠を越したとはいえ、彼の健康状態はまだ完全な回復というには程遠いものであった。スグナクを出て、3月の中旬をサウランで過ごしたイブン・ルーズビハーンは、3月26日にはヤスのアフマド・ヤサヴィー廟へと至っている [Mihmān T : 253-4]。この地に滞在していた頃の心境を彼は次のように告白する。

この危険に満ちた旅は来世での報酬の獲得をその中に含み、現世における様々な目的を達成させるものではあり得よう。だが、私は隠遁の場をこのような困惑や喧騒と引き換えにせず、何事にも煩わされることのない中で、学問と著作に従事すべきであった。ヘラートをトルキスタンに優先させることを選択し、それを実行する余地があったというのに、ヘラートをまだ健康でいたときに去り、トルキスタンに向かうことを決意し、そこで種々様々の辛酸をなめ、親しい友人達との別離、病気や苦難の苦さを味わうとは、全くもって賢いこととは言えず、知性や理性からは程遠いものであった²⁰。

[Mihmān T : 265-6]

4月6日、イブン・ルーズビハーンはこの地に至ったシャイバーニーと再会した[Mihmān T : 258-9]。以後、両者は再び行動を共にし、マーワラーアンナフルへの帰還の途についている。

一行は4月の上旬にアルクーク対岸付近よりシル川を渡ると、八日の間その沿岸を南下し、その後「サマルカンド塩砂漠(Chūl-i namak-sār-i Samarqand)」に入った[Mihmān T : 268-70]。ホラーサーンのカンバル・ベグのもとよりカラート城攻略を報せる上奏文が届けられたのは、一行がこの砂漠の宿営地にあったときのことである[Mihmān T : 271]²⁰。カザク遠征の勝利に続き、カラート城の攻略にも成功したシャイバーニーは4月19日、サマルカンドに到着した[Mihmān T : 279]。

Ⅲ サマルカンドにて(1509年4月19日～4月21日)

1 カザクはムスリムである

シャーフィイー派ウラマーのファトワーを得て聖戦とされた今回のカザク遠征は、かくして成功裡に幕を閉じた。イブン・ルーズビハーンにとっても、サファヴィー朝との聖戦の「前提」となるべきこの「聖戦」の勝利は満足のいくものであったろう。生死の境をさまよった道中の苦労もこれで報われるはずであった。ところがカザク遠征からの帰路、予想外の事態が起こる。不信者であるがゆえに「聖戦」の対象であったはずのカザクが、新たに提出されたファトワーによりムスリムと判定されたのである。

ことの次第は次のようなものであった。遠征軍はカザク領内に攻め入った際、戦利品として馬の干し肉を獲得していた。そこでシャイバーニーは、カザクの手で犠牲とされた動物(dhabīḥa)の合法性につきファトワーを求めたのである[Mihmān T : 179]。犠牲の対象とされる動物の屠殺法は、イスラム法上食物として許容される動物の屠殺法と同様のものであり、屠殺者はムスリムないし啓典の民に限られている[*EI*² DHABĪḤA]。しかしながらカザクは不信者のはずである。イブン・ルーズビハーンから見れば、カザクが啓典の民でもない以上、彼等の手で犠牲とされた動物の肉は当然合法であるはずがなかった。ところが、マーワラーアンナフルの法学者達はこれを合法とするファトワーを提出したのである[Mihmān T : 179-80]。

イブン・ルーズビハーンが伝えるところによれば、彼等のファトワの論拠とは、背教者は背教行為をやめずとも、信仰告白の言葉を述べ、礼拝を行えば再びムスリムとなるというハナフィー派の学説であった。実は、カザクの間には不信行為とならんで信仰告白の言葉や礼拝等の行為が存在することは、周知の事柄に属していた[Mihmān T : 173, 179]。ただし、シャーフイー派は、不信者は不信行為そのものを改めない限り、不信者のままに留まるとする説を採っており、それがためにこの派に属するホラーサーンのウラマー達は、さきにカザクを不信者と判定していたのであった[Mihmān T : 179]。ハナフィー派に属するマワラーアンナフルのウラマー達は、一旦はこの判定を追認したものの、今になってこの事実を今回のファトワの拠り所として持ち出したのである。カザクはさきに述べたような不信行為により一旦は不信者となったが、信仰告白の言葉を述べ、礼拝を行なうことで再度ムスリムになっている。ゆえに、彼等の手で犠牲とされた動物の肉は合法だというのである[Mihmān T : 180]。

要するに、カザクの間では信仰告白の言葉や礼拝の実行といったイスラムの要素と、諸々の不信行為とが併存していたわけだが、これをシャーフイー派から見れば彼等は不信者となり、ハナフィー派から見ればムスリムと判断されるということになる。とはいえマワラーアンナフルのハナフィー派ウラマーの行動は、イブン・ルーズビハーンにとっては裏切り行為以外の何物でもなかったはずである。

そもそもイブン・ルーズビハーンから見れば、ハナフィー派ウラマーの論理は法理論上の誤りを含むものであった。以下、一部筆者の補足をまじえながら、彼の主張するところを整理しておこう。ハナフィー派では、一旦背教者とされた人物が再びムスリムとなる場合、上述のごときイスラムの言動が、背教者本人に認められると確定していなければならない。ところが、この場合それは確定していない。なぜなら、ここで問題となるのは、干し肉とされた馬の屠殺を実行した者だからである。カザクの間には不信行為が広まっているのは厳然たる事実なのだから、屠殺者自身も一旦は不信行為に手を染めているはずである。その後、彼に改めてかような言動が認められたのであれば、当然彼はムスリムに復帰したとみなされるし、そうでないならば、彼は依然として背教者のままに留まっている。しかしながら、名も知れぬ屠殺者個人についてこの点を確認することは不可能である。件の屠殺者が背教者であったことは確実であるが、彼がその後ムスリムに復帰して屠殺を実行したとは必ずしも言えないのだ。したがって、件の干し肉が禁止とされる理由は確実に存在するが、これが合法となる理由は蓋然的にしか存在していないことになる。蓋然的な事柄を考慮するために確実なものを捨て去るのは法理論の基礎からの逸脱であり、カザクの手で犠牲とされた動物が合法であるという判断は凍結されねばならない[Mihmān T : 180-1/M : 90 a]。

この問題はシャイバーニーがサマルカンドに到着した当日の会合で再び議題とされているが[Mihmān T : 180, 281-2]、カザクの手で犠牲とされた動物の肉を合法とする判断はもはや覆ることはなかった。

出席していたウラマー達は、各々の学派に従って、彼等の手で犠牲とされた動物が合法で

あるとのファトワーを提出した。私は同意することをためらった。なぜなら、これが合法であるとの根拠については、両学派間に相違が存在するからである。

[Mihmān T : 180]

この場合、「両学派」とは、疑いなくハナフィー派とシャーフィイー派を指しているので、サマルカンドの会合では、さきにかザクを不信者と判断するファトワーを提出したシャーフィイー派ウラマーまでもが、件の干し肉を合法とする見解をとったことがわかる。ただし、「各々の学派」に従う以上、シャーフィイー派ウラマーは、カザクがムスリムであるゆえに件の干し肉が合法であるとする、ハナフィー派の立場はとり得なかったはずである。彼等がいかなる論理のもとにこれを合法としたのかについては、イブン・ルーズビハーンは明確には述べていない。いずれにしても、カザクをムスリムとするハナフィー派の主張に欠陥があるとわかっている以上、少なくとも彼はこの場で提出されたハナフィー派のファトワーを積極的に支持するわけにはいかなかったであろう。

実際、この肉を合法とするファトワーを提出したウラマーの側でも、この判断に論理的な無理があるとは意識されていたようである。サマルカンドのムダッリスであるアブドゥッラー・ルーミー ‘Abdallāh Rūmī などは、カザクは啓典の民であるから、彼等の手で犠牲とされた動物は合法であると主張する始末であった。啓典の民とは勿論、ユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒の三者を指すが、彼がカザクを啓典の民とみなした根拠とは、彼等が神の書であるコーランを持っていることだったのである [Mihmān T : 180/M : 89 b]。イブン・ルーズビハーンは言う。

彼はここで言う「啓典の民」が、法学者の用語では上記三種の人々を指すことを知らなかった。彼は言葉上の意味を想像したのである。これは笑止である。要するに、カザクの手で犠牲とされた動物の合法性は疑わしいものなのだ。一方、シャーフィイー派に基づくのなら事は明白である。なぜなら、彼等は背教を宣告された者となったのだから、彼等が背教の原因となったものをやめたということが確定しない限り、信仰告白の言葉や、聖法に定められた行ないを実行するだけでは彼等をムスリムと判断することはできないのだ。

[Mihmān T : 180]

とはいえ、判断が覆る可能性もない以上、イブン・ルーズビハーンは現実に妥協せざるを得なかった。

この議題についてカザクに譲歩できる限界の線は、我々が次のように述べることだ。「彼等が偶像や太陽に跪拝したり、ムスリムを捕虜とすることを許容したのは、こうしたことに無知なゆえであり、なにも反抗してこれを行なったわけではない。彼等は無知なのであり、前述したような諸々の[背教判断についての]事柄は彼等に関しては宗教の要請するところではないのだから、彼等は不信者とはならない。」

[Mihmān T : 182]

さきに述べた如く、本来カザクに対しては、宗教上の無知は想定され得ないはずであった。さて、カザクが不信者でないとすれば、これまでとは別の論理で今回の遠征が正当化されねばな

らない。そのためにイブン・ルーズビハーンは、シャイバーニーが全ムスリムのイマームであるという擬制を採用したのであった。カザクはムスリムであるにもかかわらず、イマームであるシャイバーニーに服従しないばかりかこれに反抗している [Mihmān T : 182]。

ゆえに、彼等が背教者であるという判断を我々が下さないという譲歩をした場合でも、イマームにとって彼等と戦うことは義務行為なのである。 [Mihmān T : 182/M : 91 a]
かくしてイブン・ルーズビハーンは、サファヴィー朝との聖戦の「前提」となるべき今回のカザク遠征を、かろうじてイスラム法上の合法性の枠内に押し止めたのであった。

2 君主とウラマー

結局シャイバーニーはハナフィー派とシャーフィイー派の学説の違いを巧みに利用することにより、ことごとく自分の行為を正当化することに成功したわけである。君主にとって、支配下のウラマー層内部にこうした学説の相違が存在していたことは却って好都合であったろう。それは君主がイスラム法の合法性の枠内に留まりつつも、より自由な行動をとることを可能にしたからである。今回の遠征に「聖戦」という大義名分を与えるにはシャーフィイー派の学説に従えばよく、一方、そこで得られた戦利品を合法とみなすにはハナフィー派の学説に従えばよかった。シャイバーニーは場面に応じて、自分にとって有利な学説を選択することで、自らの政策を「合法化」することができたのである。無論ウラマーの側が自分の属する学派の説を様々に解釈して、意識的に君主の意に沿うファトワーを提出した場合も多かった。だが、君主は常にこれをあてにする必要もなかったのである。ウラマー達の間に学派の相違があり、しかもその学説を現実に応用する仕方が各人各様である以上、彼に提供される数々の意見には相当なヴァリエーションがあったはずである。君主はその中に一つでも自己の政策を正当化するものを見いだせばそれで事足りた。イブン・ルーズビハーンは、このような君主とウラマーの関係を如実に示す出来事を伝えている。それはシャイバーニーがサマルカンドに帰還した二日後の、4月21日の会合で起きた。

当時サマルカンド地域には、所有者が他地域に移ってしまったために三十年以上のあいだ放置され、耕作もされず、納税も行なわれていない私有地 (amlāk) が複数存在していた。シャイバーニーは、これらの私有地は今や死地 (mawāt) と判断されるべきものであるから、その蘇生者は死地の蘇生者としての権利を持つはずだとした上で、この土地が蘇生者の私有地 (milk) となるか否かを判断するファトワーの提出をもとめたのである。これに対しバルフのカーディーであったアブドゥ・ル・ガッファール 'Abd al-Ghaffār は、現所有者の所有権を無効とすることは困難であり、せいぜい所有者が件の私有地を放置していることが明らかな場合に限り、蘇生者がこれを耕作することを、許容 (ibāḥa) であると判断し得るに過ぎないと言明した。ところがシャイバーニーは、「単に『許容』というのはこの問いの意図するところには不十分である」として、彼の判断にあからさまな不満を表明しているのである [Mihmān T : 295/M : 127 a]。

シャイバーニーが意図したのは、これらの土地に新たな所有者(mālik)を出現させた上で、そこから法的な強制力をもってハラージュを徴収することであった[Mihmān T : 295-6/M : 127 a-b]。ハナフィー派は、ハラージュは私有地、ないし私有地から転化されたワクフ地に課されるという学説を採っており[Johansen 1988 : 7-24]、同派に属していたと思われるシャイバーニーも、ハラージュ増収を目指すにあたり、あくまで新たな私有地を作り出すことに拘ったのだと考えられる。ところが、この意図を実現するには件の土地を放置している現所有者の所有権を無効とせねばならなかった。そこで彼は、問題の土地を死地とみなすことで、これを解決しようとしたのである。死地が蘇生者の私有地となることについては、各法学派の間に異論はない[*El² IHYĀ' ; MAWĀT*]。現所有者の所有権を無効とすることに難色を示すアブドゥ・ル・ガッファールの見解は、シャイバーニーにとってはまさに「不十分」なものであった。さらにシャイバーニーは複数のムフティーに同じ問題について意見を述べさせているが、彼を満足させるような見解はついに現われなかったようである。結局この議論は、現所有者の所有権はの場合無効とされ得ないことを説くイブン・ルーズビハーンの言葉を彼が受け入れて終わっている[Mihmān T : 296-9]。

要するに、君主にとってのファトワー要請とは、自らの行動の可否を問うものではなく、もっぱらこれを正当化することを要求するものであった。ただし、重要なのはそれがあくまでも要求に留まり、強制ではなかったという点である。シャイバーニーはアブドゥ・ル・ガッファールの意見に不満を表明したが、強制的にその意見を変更させようとはしていない。そのかわり、彼は納得のいく見解が現われるまで複数のムフティーに同じ問題についてのファトワーを要請し続けたのである。一方で、このことはウラマーの側にも自分の信ずるところを主張する余地が残されていたことを示している。もっとも、君主の方では複数のウラマーのうち、一人でも自分にとって有利な見解を述べる者があればそれで事足りたので、現実には個々のウラマーの力は微弱なものであった。しかしながら、前稿で検討した法学論争や、本節に示した議論の結果が物語るように、ウラマー達が一致して君主の政策を否定した場合には、君主といえども彼等の意見を見無視することはできなかった。ウラマー層が持ち得た君主への影響力とは、個人としてではなく、集団として行使されるものだったのである。ハディース学の権威として名声を博したイブン・ルーズビハーンも、他のウラマーが揃って君主の政策に否定的態度を示したことで、はじめて自身の見解を現実の政策に反映させることができた。かくしてウラマー層は、君主の政策に合法性を付与するファトワーを提供する一方で、時に集団としての影響力を行使しつつ、その政策をイスラム法の観点から規制する役割をも果たし得たのである。

終章 *Mihmān-nāma-yi Bukhārā* から *Sulūk al-Mulūk* へ

シャイバーニーに重きを置かれていたとはいえ、所詮イブン・ルーズビハーンも個人としては微弱な力しか持ち得ない一介のウラマーに過ぎなかった。彼がなし得たことといえば、サファヴィー朝との聖戦という理想を胸に抱きつつ、場面に応じて理論を現実には適合させることでしかなかったのである。Mihmān は、彼にとっての苦い現実を記した書物であるともいえよう。そして、この経験は1514年に彼が著わした *Sulūk* の中に活かされたように見える。

1510年、シャイバーニーがサファヴィー朝との戦闘で敗死すると、マールワラーアンナフルは混乱状態に陥った。サファヴィー朝を後ろ盾としてこの地に乗り込んできたバブルを駆逐し、マールワラーアンナフルに再びシャイバーン朝の支配が樹立されるには実に二年の月日を要したのである²⁶⁾。この混乱期をサマルカンドで過ごしたイブン・ルーズビハーンは、後に、亡きシャイバーニーの甥であるウバイドゥッラーの招喚を受け、その領地であるブハラへと赴いている。この地で彼は *Sulūk al-Mulūk* と題された書物を著わしているが、これはイスラム法になかった統治が如何なるものかをウバイドゥッラーに教示する意図をもって書かれた、いわば理論書である²⁷⁾。その序文で彼はこう述べている。

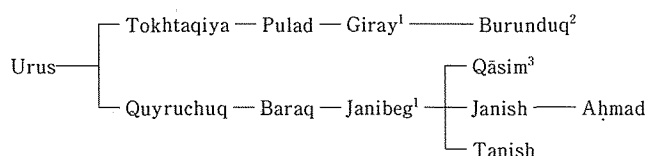
諸々の法判断や問題を扱う各章においては、私は最初にハナフィー派から、ファトワーにより判断が下されていることを、そしてシャーフィイー派から、同学派により選択されたものを引用することにする。というのも、かの御方がハナフィー派にタクリードを行なうのであれば、それはそれで問題はないのだが、そうでない場合でも、行為に際してかの御方の至当なる見解が別の学派からいかなるものを選択しようとも、それはみな有効かつ尊重すべきものだからである。

[*Sulūk* 62]

個々のムスリムが、所属する学派の説に必ずしも縛られていたわけではなく、他学派の説にも従い得たことは既に指摘されているところである [Schacht 1964 : 68 note 1) ; 近藤 1994]。しかしながら、*Sulūk* にハナフィー派とシャーフィイー派双方の学説が収められていることには、それ以上の意味があったものと考えられよう。さきに述べたように、提示される法的見解が多ければ多いほど、君主は合法性の枠内に留まりつつ、より自由な行動を獲得することができた。その際、彼は複数の意見の中から、自らの行為を正当化するものを一つでも見いだせばそれでよかったからである。本稿でこれまで述べてきたように、ほかならぬイブン・ルーズビハーン自身がこの現実には翻弄されてきたのだった。自身の属する学派の説にのみ基づいて統治理論を説くことが如何に虚しいことか、彼は熟知していたはずである。上に引用した *Sulūk* の著述方針は、著者であるイブン・ルーズビハーンが、現実に対応しようとする姿勢を示すものと言えよう。Mihmān に記された現実が、理論書である *Sulūk* の中に活かされたのである。

注

- 1) Mihmān の利用にあたっては刊本である Mihmān T と、著者イブン・ルーズビハーンの自筆原稿の
写真出版である Mihmān M の双方を参照した。本稿では Mihmān T のページ数で引用箇所を示すが、
Mihmān M によりテキストを修正した場合に限りその葉数も併記する。なお、諸史料を訳出する際に
は預言者ムハンマドを示す語に付される賛辞の類は全て省略した。
- 2) この時期のシャイバーニーの活動については、既にСемёнов 1954 A でその大凡が明らかにされて
いる。ここでは、シャイバーン朝側の唯一の同時代史料である Mihmān の記述に基づき、より詳細な
叙述を試みる。
- 3) Ḥabīb は、シャイバーニーがカンダハールを制圧してホラーサーンに帰還した後、バーブルがこの
地に進出したとするが[Ḥabīb : 388, 389-90], *Bābur-nāma*, Mihmān はこの紛争の当事者本人、ないしそ
の側近の手になる記録であり、Ḥabīb の記事は採用し得ない。チムール朝滅亡前後の諸事件に関する
Ḥabīb の記事は、同王朝に属する個々人の伝記の体裁をとっているため、各々の事件の時間的経過を
把握するのが極めて困難であり、ここに見られるような明らかな誤りも含んでいる。
- 4) 以下、Султанов 1982 : 112-4に基づいて、Mihmān に登場するカザク側の王族の系図を示しておく。
数字はハーンの即位順を示す。なお、Giray と Janibeg は共同で統治した。



1509年のカザク遠征の当時、カザク側のハーンは Burunduq であり、彼は1473/4年以降に即位し1511
年までその地位にあった。なお、Urus より Giray, Janibeg に至るまでの系図は堀川 1980 : 57にも示
されている。また、イブン・ルーズビハーンは Burunduq と Qāsim を「兄弟 (barādar)」とするが
[Mihmān T : 227], これは単に「同族」を意味するものか、あるいは彼の誤解であるかのいずれかであ
ろう。

- 5) 1507年冬はイスラム暦では913年(1507年5月13日～1508年5月1日)にあたっており、本稿の主題
となる1509年1月から3月にかけてのカザク遠征は、その翌年である914年(1508年5月2日～1509年
4月20日)に行なわれている。
- 6) 本稿で扱うカザク遠征は、あくまで1507年冬のカザク側の侵略行為に対する復讐という名目で実行
されている。つまり、この時点で既にカザクに対する遠征が実行されていたとすれば、件の名目は成
り立たなくなる。1509年の遠征を正当化するために、敢えてこの時行なわれた遠征についてイブン・
ルーズビハーンが触れなかった可能性は十分に考えられる。
- 7) サブザヴァール方面で行なわれた会戦については、Ḥabīb はこれを1507年のシャイバーニーのマー
ワラーアンナフル帰還以前の出来事とし、Mihmān と食い違っている [Ḥabīb : 386-8, 389]。両者のう
ちいずれが正しいのかを決定する際に有力な証拠となるはずの *Bābur-nāma* は、イスラム暦914年の記
事の冒頭部を最後に、1519年1月3日に至るまでの記述を欠いており、判定は保留せざるを得ない。
- 8) Ott も今回の遠征が、将来の西方における軍事行動の布石であったとする見解をとっている [Ott

1974 : 32-3]。

- 9) Mihmān に現れる日付の記載は本文の内容に矛盾する 경우가多く、到底信頼のおけるものではない。そこで断食明けの祭りや犠牲際など、ムスリムにとってとりわけ重要であり、それゆえ正確に記憶されているであろう事柄の記述が現れる箇所を基準として、本文の内容から各事件の正確な日付を割り出す作業が必要となる。幸い、断食明けの祭りが終了する1509年1月25日から同年2月23日までの約一ヵ月については、日誌風に記述が為されているため蓋然性の高い日付を導き出すことが可能である。紙幅の制限があるため一々の日付比定のための論証を行なうことはできないが、上述の期間に限り、Mihmān に現れる日付を取って無視し、筆者自身が割り出した日付をもとに叙述を進めてゆく。
- 10) もっとも、マワラーアンナフルはハナフィー派、ホラーサーンはシャーフィイー派が支配的だった地域なので[Schacht 1964 : 65]、当時の人々にとってこの対応関係は自明のことであったのかもしれない。ちなみに、イブン・ルーズビハーンはシャーフィイー派に属しており、シャイバーニーはおそらくはハナフィー派であった[磯貝 1993 : 61 注5]。
- 11) ガザンの在位期間は1295年から1304年である。
- 12) 煩雑さを避けるために本稿では「不信行為」という表現を用いるが、厳密に言うところ、イスラム法は不信者との判断を生じさせるものを、言葉と行為の両者に分けている[Mihmān T : 171-2]。その各々の内容については Sulūk 425-7を参照のこと。
- 13) なお、イブン・ルーズビハーンは馬乳酒自体について、シャーフィイー派はこれを完全に合法とみなし、ハナフィー派は許容という立場をとるとする[Mihmān T : 175-8]。また、Mihmānの伝えるカザクの不信行為については、Ибрагимов 1960 : 151-3をも参照のこと。
- 14) 今回のカザク遠征を聖戦とみなすファトワーが提出されたいきさつ、及び、その際イブン・ルーズビハーンがとった行動については Muḥammad 1362 : 20-2にも言及されており、そこではこのファトワーの根拠がシャイバーニーの証言のみであったことも指摘されている。
- 15) このやり取りについては、それがブハラで行なわれたとされるだけで具体的な時期を特定する記述は見られない[Mihmān T : 56]。ただし、会話の中でカザクは不信者とみなされており、これが1509年1月26日に提出された、シャーフィイー派ウラマーのファトワーの内容を受けたものであることが推測される。一方、1月29日に遠征軍がブハラを出発する際には、イブン・ルーズビハーンは遠征を肯定する側にまわっている[Mihmān T : 44]、両者の会話はこの間になされたものと考えられる。
- 16) イブン・ルーズビハーンは元々シーラーズの出身で、一時アク・コユンル朝のスルタン・ヤークーブに仕えた経験も持つが、イランがサファヴィー朝の支配下に入るとこれを嫌って1504年、当時チムール朝領であったホラーサーンへと至り、さらに1507年以降この地を領有したシャイバーン朝王族に仕えた。彼の経歴については Haarmann 1974 ; Ott 1974 : 6-21 ; Джаилилова 1976 : 17-27を参照のこと。
- 17) ここでは原語は qızıl bōrk であるが、当然サファヴィー朝のクズルバシュを指している。Mihmān では qızıl bash という表現は用いられず、他にトルコ語の qızıl qalpaq、ペルシア語の kulāh-i surkh といった言葉が使用される。
- 18) シャイバーニーにとってアルクーク城が如何なる意義を持っていたかについては堀川 1979を参照のこと。

- 19) イブン・ルーズビハーンはハディース学者としての評価がとりわけ高かった。この遠征の帰路ヤスに立ち寄ったシャイバーニーは、イブン・ルーズビハーンよりハディース伝達の免許を受けた数人の人物を、当地のチムール建造のマドラサにて講義を行なう役に任じている [Mihmān T : 260]。1566/7年にマーワラーアンナフルで作成された詩人伝によれば、この詩人伝の作成当時、マーワラーアンナフルのハディース学者の多くが彼の弟子であったという [Mudhakkir BM : 36 b/B : 48 a]。
- 20) テキスト中②③に相当する箇所原文は、yuqālu la-hu al-Ḥārithu ḥarrāthun である。一方、Abū Dā'ūd の刊本ではこの箇所は「彼は Ḥarrāth の息子 al-Ḥārith と呼ばれる (yuqālu la-hu al-Ḥārithu bnu Ḥarrāthin)」とされ、分割され得ない文章となる [Abū Dā'ūd 424]。ところで、本来 ḥārith は「耕すもの」を意味する、アラビア語の第 I 形能動分詞であり、ḥarrāth はその強意形だが、イブン・ルーズビハーンはここで ḥārith の語を様々な意味で解釈しているので敢えて訳さずにおく [Mihmān T : 98-103]。
- 21) 「住居を与える」の原語は yuwattīnu。一方、Abū Dā'ūd の刊本ではこの箇所は「物事を整える (yuwattī'u)」とされる。
- 22) 預言者ムハンマドの死後に起こる「様々な事件や戦争、支配者達の出現、種々の権勢の交替」を予言する一連のハディースを指す [Mihmān T : 95-6]。なお、「malāḥim の告知」に示される内容が現実生じた例として、イブン・ルーズビハーンはフラグのバグダード征服を挙げている。ヒッラのシーア派は、シーア・ハディースでアリーが予言する、バグダードを襲うトルコ人とはフラグであると信じ、1258年にフラグがこの地を攻略する直前、彼に降伏した [Strothmann 1926 : 42-7]。イブン・ルーズビハーンは明らかにこの事件を念頭に置いているのだが [Mihmān T : 96]、ならば彼がスンナ・ハディースの正当性を証明するためにシーア・ハディースを用いたのかという疑問も生じる。詳しくは別稿にて論じる予定であるが、ヒッラのシーア派が使用したシーア・ハディースと極めて似通った内容を持つものがスンナ・ハディースにも存在しており、イブン・ルーズビハーンは後者をこの事件に結びつけるという手の込んだ作業を行なった、というのが現時点での筆者の考えである。
- 23) 彼等はホージャ・ナースイルッディーン・ウバイドゥッラー Khwāja Nāsir al-Dīn 'Uбайдallah、即ち15世紀を代表するナクシュバンディー教団の指導者、ホージャ・アフラルの弟子達にあたる、タシュケントのダルヴィーシュ達であったという [Mihmān T : 251]。
- 24) 1508年、シャイバーニーとウバイドゥッラーの両名がそれぞれジュルジャーンとホラーサーンでチムール朝の残党を掃討すべく転戦していた頃、イブン・ルーズビハーンはヘラートに滞在していた [Mihmān T : 188]。彼はその後シャイバーニーと共にホラーサーンよりブハラへと至り、そのままカザク遠征に参加したと考えられる。既に述べたように、今回の遠征が正式に決定されたのはブハラでのことであり、決定直後の段階ではイブン・ルーズビハーンはなお遠征に否定的であった。ヘラートを出てすぐにトルキスタン行きを目指したというのは誇張であろう。
- 25) シャイバーニーがカラート城の包囲を解いてマーワラーアンナフルへ去ってしまうと、チムール朝の王子であったファリドゥーン・フサイン Faridūn Ḥusain がこの地に到り、シャー・ムハンマドと共に城内に立て籠った。カンバル・ベグの率いるシャイバーン朝軍は城内の内通者を得てカラート城を攻略し、ファリドゥーン・フサインを捕え、その首級をこの上奏文と共にシャイバーニーのもとへと送っている [Mihmān T : 274-7]。

- 26) この時期の政治史については Семёнов 1954 B に詳しい。
- 27) Sulūk 作成の経緯, およびその内容については Haarmann 1974 が現時点では最良の研究である。

参考文献

- Abū Dā'ūd : Abū Dā'ūd, *Sunan*, vol. 2. Cairo. 1952.
- Ḥabīb : Khwāndamīr, *Ḥabīb al-Siyar*, vol. 4. Tehran. 1333.
- Mihmān : Faḍlallāh b. Rūzbihān, *Mihmān-nāma-yi Bukhārā*.
(T) Tehran. 1962.
(M) Москва. 1976.
- Mudhakkir : Ḥasan Nithārī, *Mudhakkir-i Aḥbāb*.
(BM) British Museum, Or. 11151.
(B) Staatsbibliothek zu Berlin, Orient. Minutoli 40.
- Rashidī : Mīrzā Muḥammad Ḥaidar, *Ta'riḥ-i Rashidī*. British Museum, Add. 24090.
- Sulūk : Faḍlallāh b. Rūzbihān, *Sulūk al-Mulūk*. Tehran. 1362.
- Haarmann, U. (1974) Staat und Religion in Transoxanien im frühen 16. Jahrhundert. *ZDMG* 124 (2) , 332-369.
- Johansen, B. (1988) *The Islamic Law on Land Tax and Rent*. London / New York / Sydney.
- Muḥammad, A.M. (1362) Maḍū'ī-i Kitāb wa Mu'allif-i Ān. In : Sulūk.
- Ott, U. (1974) *Transoxanien und Turkestan zu Beginn des 16. Jahrhunderts*. Freiburg.
- Schacht, J. (1964) *An Introduction to Islamic Law*. Oxford.
- Strothmann, R. (1926) *Die Zwölfer-Schī'a*. Leipzig.
- Джалилова, Р. П. (1976) Предисловие. In : Mihmān M.
- Ибрагимов, С. К. (1960) <Михман-намеи Бухара> Рузбехана как источник по истории Казахстана XV - XVI вв. Труды Института истории, археологии и этнографии Академии наук Казахской ССР 8, 141-157.
- Семёнов, А. А. (1954 A) Шейбани-хан и завоевание им империи тимуридов. Труды АН Таджикской ССР 12(1), 39-83.
- Семёнов, А. А. (1954 B) Первые шейбаниды и борьба за Мавераннахр. Труды АН Таджикской ССР 12(1), 111-150.
- Султанов, Т. И. (1982) Кочевые племена Приаралья в XV - XVII вв. Москва.
- 磯貝健一(1993) シャイバーニー・ハーンとウラマー達——一六世紀初頭の中央アジアに於けるヤサとシャリーア——『東洋史研究』52(3), 32-68.
- 近藤真美(1994) マムルーク朝前期シリアにおける司法の一断面『東洋史研究』52(4), 22-56.
- 中村廣治郎(訳)(1984) アブドル=ワッハブ・ハッラーフ(著)『イスラムの法 法源と理論』東京大学出版会.

堀川徹(1979)シャイバーニー・ハンとアルクーク城『史林』62(6), 39-71.

堀川徹(1980)ウズベグ族とカザク族の「分離」について『昭和54年度科学研究費補助金総合研究(A)宋元
代の社会と宗教の総合的研究』, 53-63.

間野英二(1984)『バーブル・ナーマ』の研究(Ⅱ)「カーブル章」日本語訳『京都大学文学部研究紀要』23,
29-231.

(京都大学文学部)